

# 深町公信 教授略歴・業績目録

## 略歴

- 昭和五七年三月 熊本大学法学部法学科卒業
- 昭和五七年四月 九州大学大学院法学研究科修士課程入学
- 昭和五九年三月 九州大学大学院法学研究科修士課程修了（法学修士）
- 昭和五九年四月 九州大学大学院法学研究科博士後期課程入学
- 昭和五九年四月 梅光女学院大学文学部非常勤講師（平成一四年三月まで）
- 昭和六二年三月 九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学
- 昭和六二年四月 九州大学法学部助手（平成元年三月まで）
- 平成元年四月 関東学園大学経済学部助教授（平成二年三月まで）
- 平成二年四月 関東学園大学法学部助教授（平成一四年九月まで）
- 平成一四年一〇月 関東学園大学法学部教授（平成一六年三月まで）
- 平成一六年四月 熊本大学大学法学部教授（令和三年三月まで）
- 平成二七年四月 熊本大学法学部長（平成三一年三月まで）
- 平成三一年四月 熊本大学副学長（令和三年三月まで）

## 主要業績

- 「海底の法的地位」『九大法学』四九号、一九八五年
- 「大陸棚の法的地位（一～四・完）」『九大法学』五七、五八、六〇、六一号、一九八九～九一年
- 「大陸棚理論と領海三カイリ主義」『海洋時報』六五号、一九九二年
- 「北海道に関連する国際漁業の現状と動向」『沿岸海域利用・管理調査報告書』（共著）日本海洋協会、一九九三年
- 「オーストラリアの海洋法制」『我が国が国連海洋法条約を締結する実益および国内法制度の整備』外務省海洋法本部、一九九六年
- 「国連海洋法条約に関連する韓国の国内法」『関東学園大学法学紀要』六卷二号、一九九六年
- 「翻訳・海洋法に関連する大韓民国の法令」『関東学園大学法学紀要』六卷二号、一九九六年
- 「国連海洋法条約と漁業法令の執行取締り」『新海洋法の展開と海上保安』二号、海上保安協会、一九九八年
- 「韓国及び中国の国内法制」『排他的経済水域・大陸棚における海洋調査に関する各国国内法制等対応振りに関する調査（平成一〇年度外務省委託研究）』日本国際問題研究所、一九九九年
- 「漁業取締りと追跡権に関する外国の事例」『新海洋法の展開と海上保安』三号、海上保安協会、一九九九年
- 「ノルウェー・ソビエト連邦暫定漁業協定」『海洋境界画定に関する二国間協定に関する調査（平成一一年度外務省委託研究）』日本国際問題研究所、二〇〇〇年
- 「新日韓・日中漁業協定における執行に関する問題点」『海上保安国際紛争事例の研究』二号 海上保安協会、二〇〇一年
- 「排他的経済水域および大陸棚の法的地位―リビア・マルタ大陸棚境界画定事件」『別冊ジュリスト・国際法判例

百選』有斐閣、二〇〇一年

「沖合における違法取引活動の規制」『海洋生物資源の保存および管理と海洋秩序の多数国による執行』日本国際問題研究所、二〇〇一年

「国際海峡と群島水域の新通航制度」国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年・第三卷「海」』三省堂、二〇〇二年  
「排他的経済水域における航行自由と経済行為―サイガ号事件を題材として」『海上保安国際紛争事例の研究』三号 海上保安協会、二〇〇二年

国際海運問題研究会編『海洋法と船舶の通航』（共著）成山堂、二〇〇二年

「群島航路帯通航権と航路帯の指定」『関東学園大学法学紀要』二四号、二〇〇二年

「カナダ」『排他的経済水域における沿岸国管轄権の限界』、平成一四年度外務省委託研究報告書、日本国際問題研究所、二〇〇三年

「接続水域の発展過程」、栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』（日本海洋法研究会叢書・現代海洋法の潮流第一巻）、有信堂、二〇〇四年

「コルフ海峡事件と国際海峡制度」、栗林忠男、杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響』（日本海洋法研究会叢書・現代海洋法の潮流第二巻）、有信堂、二〇〇七年

「執行の対象となる海上活動―違法漁業活動」、山本草二編『海上保安法制―海洋法と国内法の交錯』（三省堂）、二〇〇九年

「国際海峡における沿岸国と利用国との協力」『日本における海洋法の主要課題』（日本海洋法研究会叢書・現代海洋法の潮流第三巻）、有信堂、二〇一〇年

「船舶の地位」サイガ号事件 (no.2) 『国際法判例百選 〔第二版〕』(別冊ジュリスト 二〇四)、有斐閣、二〇一一年

「公海漁業の規制—IUU漁業をてがかりとして」『国際法外交雑誌』一一二巻二号、二〇一三年

## 学会報告

「新日韓漁業協定の意義と問題点」、国際法学会一九九九年秋季大会(平成一一年一〇月一〇日、東北大学)

‘Navigation in the Arctic Ocean and the Rules of Straits Used for International Navigation’, the 4<sup>th</sup> Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea “The Law of the Sea, Maritime Policy and Multicultural Conviviality in East Asia in the Age of Globalization”, October 30, 2010, Tohoku University, Sendai, Japan,

「公海漁業の規制—IUU問題をてがかりとして」、国際法学会二〇一二年秋季大会(平成二四年一〇月六日、東京ビッグサイト)